

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第62号）

子育て支援課・子育て施設課

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 児童福祉施設のうち母子生活支援施設の心理療法担当職員の資格を定める規定において、大学等を卒業した者とする要件に、大学院を卒業した者を加える。
- (2) 事業所における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を行うことができることとする。

3 施行期日

公布の日（ただし、2の(2)については、令和3年7月1日）